

質疑応答書

令和4年7月27日

入札件名 「佐野市城山公園駅北駐車場外全自動精算機等賃貸借及び管理業務委託」

質 問 事 項	回 答
<p>・ 契約書案をお示しいただけますでしょうか。</p> <p>・ 動産総合保険について 保険金額は物件納入価額を基に経過期間に応じて逡減致します。上記のご認識よろし</p>	<p>賃貸借契約書については、佐野市ホームページに掲載の「賃貸借契約書（長期継続契約・2者）」（又は3者）と「賃貸借契約約款（長期継続契約・2者）」（又は3者）を使用し、管理業務委託については、「業務委託契約書（長期継続契約・月額）」と「業務委託契約約款（長期継続契約・月額）」を使用する予定です。</p> <p>< 契約約款掲載のホームページURL > https://www.city.sano.lg.jp/kurashi_gyosei/shiseijoho_nyusatsu/nyusatsu_keiyakujoho/11/8472.html</p> <p>又は ホーム→暮らし・行政→ 市政情報・入札→ 入札・契約情報 → 入札契約様式 → 「物品・役務の提供等の関係様式一覧」の「契約関係様式」の「契約締結時」に掲載しています。</p> <p>そのとおりです。</p>

<p>いでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重過失や地震、噴火、津波などの自然災害については対象外とのご認識でよろしいでしょうか。 ・過去に同様の賃貸借契約実施後、予算削減等で契約解除に至った事案はございますでしょうか。 ・解除となった場合残金を負担して頂けるとの認識でよろしいでしょうか。 ・契約不適合責任は貸主、納入業者どちらの責任となりますでしょうか。 ・新型コロナウイルスの影響で納入遅延となった場合、賃貸借開始時期について協議頂くことは可能でしょうか。 	<p>そのとおりです。</p> <p>城山公園駅北駐車場の精算機等賃貸借契約において、予算削減等により契約解除となった事案はございません。</p> <p>市の責めにより、損害が生じた場合は、損害賠償請求をすることが可能です。</p> <p>佐野市の契約約款では契約不適合責任について、佐野市は3者契約の場合は賃貸人（貸主）又は受注者（納入業者）に対し、2者契約の場合は賃貸人に対して、契約不適合時のその修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行を請求することができるとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借開始時期については、仕様書のとおりとなります。
---	---

(注)・この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。